

# **2012年度自治体キャラバン行動**

## **要望に対する回答書**

**摂津市**

## 1. 国民健康保険について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる  
こと。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ  
条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一  
時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報  
に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パン  
フなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

（回答） 国保年金課

本市は財政状況が厳しい中、従来からも一般会計からの繰入を行っているところでございます。  
特に、平成20年秋以降の厳しい経済状況を勘案し、医療費の増加する中、平成21年度から平  
成24年度まで緊急措置として保険料率の据置きを行っています。

また、国民健康保険料の減免制度につきましては、本市国民健康保険条例・条例施行規則に明  
記し、災害被災者・身体障害者・生活困窮者等に対し実施しております。

一部負担金減免につきましても本市国民健康保険条例・条例施行規則に基づき、通院も含めて  
実施しております。

- ② 法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交  
付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年  
以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

（回答） 国保年金課

資格証明書の発行は法律で義務付けられておりますが、発行に際しては公費負担医療対象者を  
除外し、特別な事情のある方につきましては、個々に事情をお聞かせいただき対応しております。

また、短期証の更新に際しては期限前に郵送しております。なお、高校生世代までの子どもに  
対しては、平成22年1月から、資格証明書の発行はいたしておりません。

- ③ 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等を見つけても一方で借金などがなく  
きめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りに  
よって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対  
しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと

（回答） 国保年金課

財産調査・差押えに当たっては法令を遵守し、納付相談を経て十分な猶予期間を設けて行っ  
ています。また、生活困窮状態が判明した場合は滞納処分をいたしておりません。なお、生活保護  
受給者に対しては滞納処分の停止に準じた対応としております。

- ④ 国保料滞納世帯は生活困窮生態である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答) 国保年金課、生活支援課

国保窓口で生活困窮等の相談があった場合、保険料減免や一部負担金減免の案内を行うとともに生活保護をはじめとする他の福祉制度との連携を図りながら相談を行っております。また、多重債務の相談は産業振興課で、市民法律相談は自治振興課でそれぞれ実施しております。

- ⑤ 国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること、大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得者世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定検診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

(回答) 国保年金課

現在の国保の仕組みは、全国又は府内国保保険者間で、又、国保と社会保険との間で医療費の財源調整措置が行なわれており、本市もこのような仕組みの中で多額の財源調整措置を受けています。国保広域化により、本市の場合、共同事業の拠出金におきまして、従来に比べ拠出額が増加するとの試算もありますが、増加した額については都道府県の特別調整交付金での補てんが検討されており、逆に、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充が図られることとなっています。

このように現行制度は様々な財源調整の仕組みで支えられており、また、医療費が増加する中、将来にわたって持続可能な医療制度の構築がなされなければならないことを考えますと、国保広域化は避けられないのではないかと考えますが、今後とも、国・府における検討を見守りつつ、必要に応じて大阪府市長会を通じて要望を行なってまいります。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などを行ううえでホームページでも公開とすること。

(回答) 国保年金課

協議会の委員は、14名の委員で構成されており、そのうち4名は市民（被保険者）からの選出となっており、うち半分の2名の委員は公募にて選出されております。市民（被保険者）の方も含んだ構成となっていることもあり、自由な意見を発言してもらう環境を会議では心がけており非公開としております。ただし、会議の内容につきましては請求があれば従来から議事録を公開してきているところです。

## 2. 健診について

- ① 特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。

(回答) 国保年金課

平成20年度から始まった特定健診制度では、40歳以上の方について保険者の責任において特定健診を実施することになったため、国保の被保険者については一般会計からの繰入を増額し、無料で特定健診を受けられるようにしています。また、基準日以降に保険者が変更になり制度の谷間となった方等や40歳未満の特定健診対象外の方につきましては、保健福祉課で市民健診として健診を実施しており、全ての市民が受診できるようにしています。

その他平成23年度から特定健診における心電図、眼底検査の対象者について、国の定める基準によらず、医師の判断で受診できるよう緩和し充実した健診項目としているところです。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答) 国保年金課、保健福祉課

がん検診では、特定の年齢に達した方の乳がん、子宮がん検診の無料化を21年度から実施しており、平成23年度からは、特定健診の受診券とがん検診のクーポン券を一体化し、より受診しやすくなるよう改善を図っています。また、検診車の配車回数が増による受診機会の拡大を図っており、胃、大腸、肺がんにつきましては、22年度から土曜日に受診日を設けましたほか、特定健診とのセット健診を年間64回に増やすなどして検診の促進に取り組んでいるところです。

- ③ 人間ドッグ助成も行うこと。

(回答) 国民年金課、保健福祉課

本市では、摂津市立保健センターにおいて、通常の特定健診をより充実した特定健診を実施しており、原則無料で受診できるため人間ドッグ助成はいたしておりません。

### 3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

(回答) 高齢介護課

保険料につきましては、第5期事業計画を策定するにあたり、保険給付実績等から保険給付見込み額を算出し、かがやきプラン推進会議に諮り、適正な保険料の設定を行っております。

保険料の独自減免につきましては、世帯として最低限度の生活を維持することができないと認められる場合に適用することとしています。

低所得者の負担のあり方につきましては、制度の根幹に関わるものであり、引き続き、国に対して抜本的な対策を要望してまいります。

- ② 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答) 高齢介護課

施設・居住系サービスの整備につきましては、市民意向調査、保険給付実績及び特別養護老人ホームの入所申込者の状況調査等の分析結果から必要数を算定し、第5期事業計画に目標数を設定しております。

- ③ 軽度者を介護保険からはずすこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

(回答) 高齢介護課

第5期事業計画では、介護予防生活支援総合事業のサービスの導入について盛り込んでおりません。今後も、国・府等の動向を注視しながら、慎重に対応してまいります。一般会計で行う高齢者施策については、今後も既存施策の検証を行い、真に必要な高齢者施策の充実に努めてまいります。

- ④ 低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

(回答) 高齢介護課

介護サービス利用料については、高額介護サービス費や高額医療・高額介護合算サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人による利用者負担軽減等が制度化されており、市として災害等に係る利用減免制度を制度化しております。

⑤ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること

(回答) 高齢介護課

介護サービスの提供について、判断に迷う場合や特殊なケース等で相談のあった場合につきましては、一律にルールを設けるのではなく、それぞれの心身の状態や介護環境等を考慮して、適切にケアマネジメントが行われているかの観点から、個々のケースに応じて個別に対応しております。

⑥ 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国の Q&A や川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

(回答) 高齢介護課

本市では、介護保険事業者を対象とした研修や会議の場を通じて、主旨説明と注意喚起を行っており、今後も同様に機会をとらえて適切なサービス提供に努めるよう促してまいります。

⑦ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

(回答) 高齢介護課

これまでも地域包括支援センターが中心となり、各関係機関等との情報共有を図ってまいりました。今後も、「地域包括ケア」の推進のために、医療との連携強化や介護サービスの充実強化、予防の推進などの体制整備をはじめ、事業が高齢者の身近なものとして活用されるよう、第5期介護保険事業計画に基づき、関係機関、地域とのネットワークづくりに取り組んでまいります。

#### 4. 生活保護について

① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

(回答) 生活支援課

生活保護のケースワーカーは、被保護世帯数の増加に伴い従前より増員を図っております。

また、適性或資格等を考慮した中で人員配置して、配属されたケースワーカーにつきましては、職場内研修の活用と集合研修へ積極的に参加させることで、専門性が高まるよう人材育成を図っております。

窓口に来所された方につきましては、相手の心情等を十分考慮したうえで、丁寧な対応に努めております。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

(回答) 生活支援課

「生活保護のしおり」につきましては、生活保護の制度が良く分かるよう改定を図っております。また、その説明につきましては、具体的な内容を丁寧に説明するよう努めております。

また、「生活保護のしおり」は、住民の目に届く窓口に着用されています。なお、「申請用紙」は「生活保護のしおり」に添付してはおりませんが、申請意思を確認することで個々の申請権を保障し、保護を要する方の漏給が無いよう対応しております。

申請時に違法な「助言指導書」は出していません。

- ③ 申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

(回答) 生活支援課

申請時に違法な「助言指導書」は出していません。

就労支援にあたりましては、対象者の個別の実情を考慮し、支援内容の理解を求めており、実態を無視した就労指導の強要はしていません。また、支援にあたりましてはハローワーク、産業振興課と連携をとりながら働く場の確保に努めております。

- ④ 通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。

(回答) 生活支援課

個々の状況に応じて、実施要領に基づき支給しております。

「生活保護のしおり」に記載しております。

- ⑤ 休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

(回答) 生活支援課

現在、健康保険証と同じ形態の医療証は交付してはおりませんが、継続的に通院されている方につきましては、利用者の便宜を考慮し、自動的に医療券を医療機関に送付する対応をとっています。なお、子どものキャンプや修学旅行時の対応につきましては教育委員会と協議し検討してまいります。

- ⑥ 自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答) 生活支援課

事業用品等、被保護者の実情を考慮し実施要領に基づき必要な場合は認めております。

## 5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

(回答) 子育て支援課

乳幼児等医療費助成制度は、大阪府の制度に市単独分を上乗せして実施しています。通院については小学校就学前まで、入院及び入院中の食事代については中学校卒業までを助成の対象としており、所得制限はいずれも設けていません。

府の制度拡大と国制度の創設につきましては、引き続き要望していきます。

- ② 全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、10万円程度)の補助とすること。

(回答) 保健福祉課

摂津市においては、平成21年度から妊婦受診券14回、57,000円分を開始し、平成23年度は14回の妊婦健診の補助額を3,000円増額し、公費負担額を60,000円とするとともに、妊婦歯科健診を追加しました。

現在の費用は、国の示している標準的な健診費用のほぼ5割の水準となっています。母体と胎児の健康を守るうえで妊婦健診の重要性は認識しているところでありますが、今後、財政状況や国や府下の動向を見守ってまいりたいと考えています。また、経済的支援にとどまらず、保健福祉課窓口での母子保健手帳の交付時に、保健師による健康相談や受診勧奨を行うとともに、助産師による家庭訪問を実施し、未受診者による「かけこみ出産」などの解消に努めています。

- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

(回答) 子育て支援課

就学援助制度の認定基準額は、所得金額を基準としています。手続きは4月から翌年2月末日まで、教育委員会事務局で受け付けています。

税担当課で税額の確定を行ってから就学援助の正式認定を決定する流れになるため、支給月を早めることは困難です。

- ④ 子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法廷実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

(回答) 保健福祉課

摂津市においては、子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・肺炎球菌ワクチン接種は、国のワクチン接種緊急促進事業に基づき平成23年度から開始しました。この3ワクチンは任意の予防接種であることから自己負担を委託料の約2割としています。

厚生労働省の方針として平成25年度から定期接種に加えるとされていますが、通知は届いておらず市としては市民にとって不利益が生じないように情報収集に努め準備を進めています。

- ⑤ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること

(回答)

現在のところ検討いたしておりません。